

国立大学法人筑波技術大学インターンシップ実施要項

令和3年7月28日
学 長 裁 定

最終改正 令和6年3月25日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）が実施する学生の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、本学における諸会議や修学上の支援など学生に対し実際に業務を体験する機会を提供することにより、大学の業務運営に関する学生の知見を広げ、就業意識の向上及び学習意欲の増進を図るとともに、将来のキャリア形成の支援を目的として実施する。

(種類)

第3条 インターンシップの種類は、次のとおりとする。

種 類	期 間	内 容
短期インターンシップ	3 日 以 上 1 0 日 以 内	短期間の就業体験を通じて、大学の業務運営に関する学生の知見を広げ、キャリア形成を支援するためのもの
長期インターンシップ	1 1 日 以 上 3 0 日 以 内	長期間の就業体験を通じて、大学の業務運営に対する学生の知見をより広げ、キャリア形成を支援するためのもの

(対象者)

第4条 インターンシップの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生のうち、産業技術学部及び保健科学部の2年次生又は3年次生
- (2) 学校教育法に定める本学以外の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- (3) その他学長が特に適当と認めた者

(受入課及び受入人数)

第5条 インターンシップは、受入可能な事務局の課（以下「受入課」という。）において実施するものとし、受入可能な学生の数は、学長が定める。

(学生の募集)

第6条 学長は、インターンシップ募集案内を定め、学生を募集するものとする。

2 前項の募集のうち、本学の学生については、産業技術学部長及び保健科学学部長（以下「学部長」という。）に推薦を依頼するものとする。

(実施期間)

第7条 インターンシップは、原則として本学の夏季休業期間中に実施するものとし、具体的な日程については受入課が設定する。

(実施時間)

第8条 インターンシップの実施時間は、原則として月曜日から金曜日（本学の休日を除く。）までの午前9時から午後4時（休憩時間を除く。）までとする。

(申込み方法)

第9条 インターンシップを希望する本学の学生は、所定の申込書を学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項の申込書が提出された場合、候補者として適任かどうか判断の上、所定の推薦書とともに学長に提出する。

3 インターンシップを希望する本学以外の学生は、所定の申込書及び推薦書を学長に提出しなければならない。

(受入れの許可)

第10条 学長は、前条の申込みがあった場合は、受入課と協議の上、インターンシップ参加の能力が十分であり、本学の業務に支障がないと認めるときは、その受入れを許可する。

(実習プログラム)

第11条 前条の受入課の長は、実習プログラムを作成の上、大学戦略課長に提出する。

(誓約書)

第12条 インターンシップ参加学生（以下「実習生」という。）は、受入れ決定後、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

(保険への加入)

第13条 実習生は、インターンシップ実施中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

(受入担当者)

第14条 受入課の長は、インターンシップの円滑かつ適切な実施を図るため、当該職員の中から受入担当者を選任し、次の業務を行わせるものとする。

- (1) 実習内容の作成に関すること。
- (2) 実習日誌の確認に関すること。
- (3) その他インターンシップ実施に係る連絡調整に関すること。

(遵守事項)

第15条 実習生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受入担当者及び業務に関わる職員の指示に従うこと。
- (2) インターンシップの期間中に知り得た一切の秘密は、期間中及び終了後にかかわらず漏らさないこと。

(経費等)

第16条 本学は、実習生に対し、報酬、交通費、諸手当、食費、滞在費等の経費を支払わない。

(事故による責任)

第17条 インターンシップ実施中に起きた本学の責によらない事故について、本学はその責任を負わないものとし、実習生が本学又は第三者に損害を与えた場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。

(インターンシップの中止)

第18条 学長は、実習生が病気その他やむを得ない理由によりインターンシップを継続することが困難であると認められるとき又は誓約書に違反する行為があると認められるときは、インターンシップを中止することがある。

(事務)

第19条 インターンシップに関する事務は、大学戦略課人事係において処理する。

(その他)

第20条 この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。